

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第16号**

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 (略) (この規則の失効)	1 (略) (この規則の失効)
2 この規則は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この規則は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。